

# 当院は、厚生労働省が定める次の施設基準に適合している旨、 厚生局長に届出を行なっております。

## (1) 基本診療料の施設基準

### 【夜間・早朝等加算】

※平日の午後6時以降および土曜日の正午以降に受付の方は基本診療料に下記を上乗せします。

点数	窓口負担額		
	1割負担	2割負担	3割負担
50点	50円	100円	150円

### 【明細書発行体制等加算】

当院では、患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点等から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行致します。明細書は、行われた検査や手術等の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計にてその旨お申し出下さい。なお、窓口負担額のない患者さまにも明細書を無料で発行いたします。明細書の発行を希望する方は、会計にてその旨お申し出下さい。

### 【短期滞在手術等基本料1】

### 【医療情報取得加算/医療 DX 推進体制整備加算】

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、患者さまの受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用するなど医療 DX にかかる取り組みを実施することで、質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。※医療 DX 推進体制整備加算は、当院におけるマイナ保険証の利用実績に応じた点数を算定致します。

医療情報取得加算	初診時(1カ月に1回)	再診時(3カ月に1回)
	1点	1点
医療 DX 推進体制整備加算		初診時算定

## (2) 特掲診療料の施設基準

### 【ロービジョン検査判断料】

### 【コンタクトレンズ検査料1】

コンタクトレンズ装用のために受診の方の診療(眼科学的検査)に係る費用は次のとおりです。

基本診療料	特掲診療料
初診料 291点	コンタクトレンズ検査料1
再診料 75点	200点
明細書発行体制等加算 1点	

- ・コンタクトレンズ装用のために受診の方であっても、診療内容等により、異なった診療費用を算定する場合があります。
- ・コンタクトレンズ装用のために受診の場合、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定されたことのある方の基本診療料は再診料を算定いたします。

診療医師名：平野 雅幸

眼科診療経験：眼科医師として10年以上の経験を有する

### 【医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術】

### 【緑内障手術(流出路再建術(眼内法)及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術)】